

労働関係法令の遵守状況の確認について

1 趣旨

病院局が発注する人的要素の高い業務について、適正な履行や品質の確保を図る観点から、業務従事者の適正な労働環境を確保するため、業務従事者に係る労働関係法令の遵守状況確認を行います。

2 対象業務

指名競争入札で受託者を決定する業務（短期的な業務を除く。）または随意契約で受託者を決定し、長期継続契約を締結する予定価格が 100万円 を超える業務（コンペまたはプロポーザルの方法で受託者を決定するものを除く。）のうち、次に掲げるものとします。

- (1) 建物清掃業務
- (2) 人的警備業務
- (3) 電話交換業務
- (4) 医事関係業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか管理者が必要と認める業務

3 対象となる業務従事者

労働基準法第9条に定める労働者（代替、臨時その他の事由により一時的に従事する者を除く。）とします。

4 確認方法

受託者から次の事項を記載した「業務従事者支給賃金等報告書」（様式1）を提出していただき、確認を行います。

- (1) 支払賃金
- (2) 労働時間
- (3) 社会保険等の加入状況
- (4) 定期健康診断の受診状況

「業務従事者支給賃金等報告書」の記載内容に疑義が認められた場合は、受託者が保管する雇用契約書または賃金台帳などにより遵守状況を確認いたします。

5 確認時期

年1回とし、北海道地域別最低賃金の改正後に実施します。ただし、改正がなかった年は、別途、病院局が実施時期をお知らせします。